

白 指 審 第 2 号
令和 7 年 8 月 2 6 日

白井市長 笠井 喜久雄 様

白井市指定管理者選定審査会
会長 寺嶋 康二



白井市福祉センター（白井市老人福祉センター、白井市青少年女性センター及び白井市福祉作業所）の指定管理者の候補者の選定について
(答申)

令和7年8月8日付け白公第24号で諮問のありましたこのことについて、審査により、白井市福祉センター（白井市老人福祉センター、白井市青少年女性センター及び白井市福祉作業所）の指定管理者の候補者を選定しましたので、答申します。

答申

令和7年8月8日付け白公第24号で諮問のありました白井市福祉センターの指定管理者の候補者の選定に当たり、申請のあった団体について、令和7年8月26日に申請書類をもとに申請団体によるプレゼンテーション、委員による質疑などにより、指定管理者の候補者として適切か否かを公正かつ慎重に審査を行いました。

審査の結果、サービス等の評価点数が、最低評価基準点である390点を上回っており、利用者のニーズに基づいたサービスの向上が期待できること、申請団体の経営状況に関する評価点数が基準点である30点を上回っており、選定条件を満たしていることから、下記のとおり指定管理者の候補者として、選定します。

記

施設の名称	白井市福祉センター（白井市老人福祉センター、白井市青少年女性センター及び白井市福祉作業所）
指定期間	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
選定団体	社会福祉法人 白井市社会福祉協議会 千葉県白井市復1123番地 会長 松本 千代子
審査結果	総評価点数 555.6点

白井市指定管理者選定審査会	会 長	寺嶋	康二
	副会長	大道	敏浩
	委 員	落合	正
	委 員	三浦	永司
	委 員	中世	和夫
	委 員	嶋田	善康

【主な選定理由】

- ・ 複合施設である点を活かして施設間連携を意識した運営方針が提案されていること。
- ・ 施設の設置目的をよく理解した上で、世代間交流の視点も踏まえた提案がなされており、市民サービスの向上が期待できること。
- ・ 自主事業として、利用者ニーズを把握した上で、利用者の要望をサービスの改善に繋げる提案がみられること。

【評価結果】

	審査項目	審査の視点と配点	合計
1	管理運営の基本方針について	☐ 利用者の平等利用、安全・快適な利用が図られているか。 ☐ 公の施設としての設置目的を理解した内容となっているか。 ☐ 市の基本的な管理方針に適合しているか。	40.0
2	市民サービスの向上方法について	☐ 市民サービス向上のための提案が適切か。	41.0
3	利用者ニーズの把握方法と対応について	☐ 利用者ニーズの把握方法とその対応は適切か。	37.0
4	自主事業の実施計画について	☐ 施設の設備・機能を活用しているか。 ☐ 特徴あるサービス提供が提案されているか。 ☐ 施設ごとに求める業務の内容は適切か。	43.0
5	緊急時の対応について	☐ 災害時・緊急時の体制は十分か。	31.0
6	利用促進の方法について	☐ 利用促進のための提案は適切か。	38.0
7	利用料金について	☐ 利用料金の額の提案が条例で定める範囲内となっており、提案は適切か。	37.0
8	管理運営経費の削減方法について	☐ 経費削減のための具体的な提案が示され、取り組みは適切か。	34.0
9	施設、設備の維持管理について	☐ 施設の管理に関する業務設計書に沿って、適切な管理内容となっているか。 ☐ 再委託の場合の計画(理由等)は適切か。	38.0
10	管理体制(職員の配置・研修計画等)について	☐ 職員の配置人数、資格などの組織、勤務体制は十分か。 ☐ 職員の採用・確保は確実にできるか。 ☐ 職員に対する教育、研修体制は十分か。	39.0
11	個人情報の保護について	☐ 個人情報保護に対する取り組みは適切か。	40.0
12	その他関係法令等について	☐ 公の施設の管理運営に関する各種法令等を遵守する内容となっているか。	38.0
13	団体の経営状況 ※30点に満たない場合失格	☐ 事業者の財務状況は健全か。 ☐ 給与・勤務体制など職員の労働環境は適切か。	32.0
サービス等の評価点数 満点 780点 最低基準点数 390点			488.0

	審査項目	審査の視点と配点	合計
14	指定管理料及び収支計画書について(提案額の審査)	☐ 事業計画の内容と比較して、提案額は適正か。	39.6
15	指定管理料及び収支計画書について(妥当性の審査)	☐ 事業計画の内容と比較して、提案額は適正か。 ☐ 指定管理料予定額の範囲内であり、実現可能性はあるか。	28.0
価格評価点数 満点 96点			67.6

総評価点数 876点満点			555.6
--------------	--	--	-------